

## 緊急事態措置の主な変更点

令和3年8月17日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

### 1. 県民の皆様への「不要不急の外出自粛」について

特措法第45条第1項に基づき、特に、デルタ株に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、「混雑した場所等への外出の半減」の徹底を要請します。

### 2. 事業者の皆様へ

#### (1) 運動施設又は遊技場の一部、遊興施設の一部、サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く）（1,000㎡超え）

特措法第45条第2項に基づき、人数管理・人数制限、誘導等の入場者の整理を要請します。

\* これまでは、法第24条第9項に基づき、入場者の整理及び誘導を要請するとともに、法に基づかないお願いとして、人数管理・人数制限等の入場整理をお願いしていました。

#### (2) 物品販売業を営む店舗のうち、食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品（☆）の売り場を除く店舗

☆ 食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料、その他生活に欠くことができない物品

##### ① 1,000㎡超え

特措法第45条第2項に基づき、人数管理・人数制限、誘導等の入場者の整理を要請します。

\* これまでは、法第24条第9項に基づき、入場者の整理及び誘導を要請するとともに、法に基づかないお願いとして、人数管理・人数制限等の入場整理をお願いしていました。

##### ② 1,000㎡以下

特措法第24条第9項に基づき、人数管理・人数制限、誘導等の入場者の整理を要請します。

\* これまでは、法に基づかないお願いとして、入場者の整理及び誘導、人数管理・人数制限等の入場整理をお願いしていました。

#### (3) 物品販売業を営む店舗のうち、食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場

特措法第24条第9項に基づき、人数管理・人数制限、誘導等の入場者の整理を要請します。

\* これは、新たな要請です。

#### (4) 適用期間

上記（1）～（3）は、令和3年8月20日（金）から9月12日（日）まで。